

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

※適用要件： 過疎地域持続的発展市町村計画に「産業振興促進事項」を記載
(記載事項: 区域、対象業種、当該区域における産業の現状及び課題、課題への対策及びそのために講じようとする事業 等)

製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等

過疎地域において、事業者の規模(資本金)ごとに定めている減価償却資産の取得価額の合計を超える設備を取得等した場合

事業者の規模(資本金)	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設、製作、改修等に係る取得	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得	
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上	

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※1))

※1: 不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※2)

※2: 過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合

条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------

地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)